

| 鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱 | 鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要領 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、鹿児島県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第6条に基づき、第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関する事項及び認証を受けた評価機関が遵守すべき事項等を定めることにより、第三者評価事業の信頼性及び透明性を確保するとともに、評価機関の参入を図り、もって第三者評価事業の公平かつ適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(認証の要件)</p> <p>第2条 評価機関の認証は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 法人格を有し、鹿児島県内に事務所を開設して当該法人に所属する責任者を配置すること。</p> <p>(2) 福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>(3) 鹿児島県全域を対象地域として評価調査を実施する者であること。</p> <p>(4) 次条第1項第1号又は第2号に該当する評価調査者がそれぞれ1名以上所属していること。</p> <p>(5) 事業内容に関する透明性を確保するために、第4条第1項に定める認証申請書及び添付書類のほか、第6条第4号で定める評価決定委員会での審議内容並びに評価事業の実績等を整備し、公開していること。ただし、評価調査者の氏名については、非公開も可とする。</p> <p>(6) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める苦情の解決に準じて整備していること。併せて、苦情等への対応体制等の広報・周知について努めるものであること。</p> <p>(7) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法人格)</p> <p>第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態を問わない。</p> <p>(所属)</p> <p>第3条 要綱第2条第1号及び第4号並びに要綱第3条第2項に規定する「所属」とは、評価機関の理事、役員等であること、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係にあり、評価機関の指揮監督の下に評価調査に従事し、かつ、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を交付されていることをいう。</p> <p>(福祉サービス)</p> <p>第4条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業として提供される事業（ただし、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同法同条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する居宅サービス及</p> |

(8) 一件の第三者評価に、次条第1項第1号又は第2号のそれぞれに該当する評価調査者が2人以上で一貫してあたるものとし、第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うこと。

(評価調査者の要件)

第3条 評価調査者は、次の(1)又は(2)に該当していること。

(1) 組織運営管理業務(常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として従事することをいう。)を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

(2) 福祉、医療、保健分野における別に定める資格を有する者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

2 評価調査者は、複数の評価機関には所属できないものとする。

3 評価調査者は、県が行う評価調査者養成研修又はこれに相当する研修を修了し、別に作成する「鹿児島県福祉サービス第三者評価調査者名簿」に登載された者であること。また、評価調査者は、養成研修修了後、県又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者継続研修を受講するものとし、受講しなかった場合、原則として評価調査者の資格を失うものであること。

び施設サービスとして提供されるすべてのサービスをいう。

(公開)

第5条 要綱第2条第5号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

(評価調査者等)

第6条 要綱第3条第1項第1号の「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、次のとおりとする。

(1) 常勤職員が10人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に従事する者で、当該業務に3年以上携わった経験を有する者

(2) 公認会計士、弁護士、税理士等組織運営管理に関し専門的な資格を有する者で、当該業務に3年以上携わった経験を有する者

(3) 経営相談、経営指導等の業務に従事する者で、当該業務に3年以上携わった経験を有する者

2 要綱第3条第1項第2号の「福祉、医療、保健分野における別に定める資格を有する者」とは、次のとおりとする。

(1) 福祉分野：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士

(2) 医療分野：医師、看護師、理学療法士、作業療法士

(3) 保健分野：保健師

(4) (1) から (3) までの資格以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を有する者

3 要綱第3条第1項第2号の「学識経験者」とは、大学、短大、専門学校において、教員として福祉、医療、保健分野に関する教育と

(評価機関の認証)

第4条 評価機関としての認証を受けようとするものは、認証申請書に別に定める書類を添付して鹿児島県知事に申請するものとする。

2 県は、前項の申請があった場合には、審査を行い、第2条の要件を満たしている場合には、これを認証する。認証に当たっては、鹿児島県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(評価機関の認証の更新)

第5条 評価機関の認証を更新しようとするものは、別途定める期間内に、認証更新申請書に別に定める書類を添付して鹿児島県知事に申請するものとする。

2 県は、前項の申請があった場合には、審査を行い、第2条の要件を満たしている場合には、認証を更新する。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、認証の更新を行わないことができる。認証の更新に当たっては、委員会の意見を聴くものとする。

(1) 第7条に規定する事項を遵守しない場合

(2) 不正な行為が行われた場合

3 前項の規定により認証の更新を行わなかったときは、県が委員会の意見を聴いて定める期間を経過した後でなければ、再び認証を受けることができない。

研究に専念している者をいう。

4 要綱第3条第1項第2号の「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、福祉サービスに関する指導、研修、助言等の業務に3年以上携わった経験を有する者をいう。

5 要綱第3条第3項の「これに相当する研修」とは、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修若しくは社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修又は全国保育士養成協議会が実施する評価調査者研修とする。

(認証申請書及び認証更新申請書)

第7条 要綱第4条第1項の認証申請書（様式第1号）及び要綱第5条第1項の認証更新申請書（様式第2号）に添付する別に定める書類は次に掲げるものとする。

(1) 定款等

(2) 法人登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）

(3) 法人の事業計画書又は事業概要書

(4) 直近の予算書及び決算書（貸借対照表を含む）

(5) 役員名簿（様式第3号）

(6) 第三者評価事業に関する誓約書（様式第4号）

(7) 会員等状況届出書（様式第5号）

(8) 評価調査者の一覧表（様式第6号）

(9) 評価調査者養成研修修了証書（写）

(10) 評価調査者の有資格証明書及び在職証明書

(11) 評価決定委員会の委員名簿（認証要綱第7条第4号に該当する場合）（様式第7号）

(12) 評価の基本理念及び評価の実施方法に関する規程

(13) 倫理規程

(14) 守秘義務に関する規程

(15) 苦情解決体制整備の状況

(16) 標準的な評価の流れを示す書類、料金表及び契約書様式

(17) 評価事業の実績（様式第8号）

4 評価機関は、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該評価機関に所属する評価調査者が社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う更新時研修（以下「研修」という。）を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、研修を必ず受講しなければならないものとする。

5 前項に規定する研修を受講した場合、研修が終了した日から30日以内に、受講事項を届け出るものとする。

（認証の有効期間）

第6条 認証及び認証の更新の有効期間は3年間とする。ただし、初回の認証有効期間は、認証日の属する県の会計年度の翌々年度末日までとする。

（評価機関が遵守すべき事項）

第7条 評価機関が第三者評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）評価機関と特別な関係にある事業者の評価を行わないこと。

（2）評価機関は、評価契約締結後5年間は、評価を実施した事業者の事業に関係しないこと。

（3）評価機関の役員が関係する事業者の評価を行わないこと。

（4）福祉サービスを提供する施設若しくは事業所又はこれを経営する者（以下、この号において「事業者等」という。）が、当該評価機関の役員又は会員のうち半数を超えている場合には、原則として当該事業者等の評価は実施しないこと。ただし、外部の委員で構成する第三者性を有する委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置し、評価結果を決定するに当たっては、あらかじめ同委員会の承認

（18）その他必要と判断される資料

（更新時研修が必要な評価件数）

第8条 要綱第5条第4項に規定する評価件数は、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度に評価結果が確定したものをいう。

（研修受講届）

第9条 要綱第5条第5項の受講事項は、研修受講届出書（様式第9号）により届け出るものとする。

（評価機関と特別な関係にある事業者）

第10条 要綱第7条第1号に規定する「評価機関と特別な関係にある事業者」とは、評価機関との間で、出資等による意思決定に関与可能であるか、又は直近5年間の間に、寄付金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務等の委託契約等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設をいう。

（評価を実施した事業者の事業に関係）

第11条 要綱第7条第2号に規定する「評価を実施した事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設又は事業所との間で、出資、寄付金の授受、経営コンサルタント又は会計事務等の委託契約等を行うこと。

（役員が関係する事業者）

第12条 要綱第7条第3号に規定する「役員が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、「所属」とは、理事、役員等であること、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係に

を得る場合にはこの限りではない。

- (5) 評価調査者に、評価調査者が関係する事業者の評価を行わせないこと。
- (6) 県が別に定める「第三者評価基準」、「第三者評価の手法」及び「第三者評価結果の取扱い」の要件を満たすこと。
- (7) 評価機関の役員、評価調査者及びその他の職員は、評価の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、評価機関を退職した後も同様とする。
- (8) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を評価調査者に絶えず所持させ、評価対象事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。
- (9) 評価機関は、文書図画及び電磁的記録を適切に保管するとともに、県の会計年度終了後、速やかに県に対し、第三者評価事業の実績等を報告すること。また、評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力すること。

あることをいう。

- (1) 評価機関の役員が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
- (2) 評価機関の役員の4親等以内の親族が、現在役員である法人が経営するすべての施設又は事業所
- (3) 評価機関の役員の4親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所（当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が有する他の施設、事業所を含む。）

(評価決定委員会)

第13条 要綱第7条第4号に規定する「評価決定委員会」は、公正中立な立場を確保するため、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価決定委員会の委員には、評価機関及び第三者評価を受審する法人の代表者、理事、役員その他雇用関係にある者が含まれていないこと。
- (2) 評価決定委員会委員は、評価調査者と兼務していないこと。
- (3) 評価の決定は合議制であること。
- (4) 委員は、次の区分ごとに2名以上の概ね同数によって構成されること。
 - ア 福祉、医療、法律、経営等学識経験者
 - イ 社会福祉事業の経営者又は従事者
 - ウ 福祉サービスの利用者又は県民

(評価調査者が関係する事業者)

第14条 要綱第7条第5号に規定する「評価調査者が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、「所属」とは、理事、役員等であること、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係にあることをいう。

- (1) 評価調査者が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在役員である法人が経営するすべての施設又

(変更の届出)

第8条 評価機関は、認証申請及び認証更新申請を行った内容に主要な変更があった場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、変更事項を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第9条 評価機関は、事業の廃止等により認証を辞退しようとするときは、30日前までに辞退を申し出なければならない。

(認証の取消)

第10条 県は、認証した評価機関が以下のいずれかに該当した場合、評価機関の認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 第5条第4項において研修を受講しなければならないにもかかわらず、研修を受講していない場合
- (3) 第7条に規定する事項を遵守しない場合
- (4) 不正な行為が行われた場合

2 前項の規定により認証を取り消したときは、県が委員会の意見を聴いて定める期間を経過した後でなければ、再び認証を受けることができない。

は事業所

(3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所(当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設又は事業所を経営する法人が有する他の施設又は事業所を含む。)

(4) 評価調査者との間で、直近5年間の間に、寄付金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務委託等を行った実績のある法人の経営するすべての事業所又は施設

(変更届出書)

第15条 要綱第8条に規定する「認証申請及び認証更新申請を行った内容の主要な変更」とは、認証申請書記載事項及び認証更新申請書記載事項並びに第7条第1号、第2号、第5号及び第7号から第16号に規定する事項に関する変更とし、変更届出書(様式第10号)により届け出るものとする。

(辞退届)

第16条 要綱第9条に基づき認証を辞退しようとするときは、辞退届出書(様式第11号)により届け出るものとする。

(不正行為)

第17条 要綱第5条第2項第2号及び要綱第10条第1項第4号に規定する「不正な行為」とは、概ね次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。
- (2) 守秘義務に違反すること。
- (3) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- (4) 法令に違反すること。
- (5) その他社会通念上不正な行為と認められること。

(認証事項の公表)

第11条 県は、第4条の規定に基づき評価機関を認証したとき、又は前条の規定に基づき認証を取り消したときは、インターネット上の県のホームページで公表する。

(調査・報告)

第12条 県は、第三者評価の適正な実施を確保するため、必要に応じて評価機関及び評価の状況について調査を行い、又は評価機関に対し報告を求めることができる。

2 評価機関は、前項の調査・報告に協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行し、改正後の鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(公表事項)

第18条 要綱第11条の規定に基づき公表する事項は、認証又は取消の別、主たる事務所の所在地、評価機関名、代表者氏名、認証又は取消の年月日、評価を行う事業の種類、取消にあってはその事由及びその他の事項とする。

附 則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月20日から施行し、改正後の鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要領の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。